

○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）
○	（第三条関係）
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）（第四条関係）
○	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第五条関係）
○	職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）（抄）（第六条関係）
○	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（第七条関係）
○	雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）（抄）（第八条関係）
○	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）（第九条関係）
○	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）（第十条関係）
○	漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）（抄）（第十二条関係）
○	工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）（抄）（第十三条関係）
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第十四条関係）
○	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抄）（第十五条関係）
○	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（抄）（第十六条関係）
○	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）（抄）（附則第十二条関係）
○	旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）（抄）（附則第十三条関係）
○	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（附則第十四条関係）
○	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）（附則第十五条関係）
○	生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）（抄）（附則第十六条関係）
○	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（附則第十七条関係）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。</p> <p>七～十 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。</p> <p>七～十 （略）</p>
<p>第七十六条の四 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第七十六条の六第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべき</p> <p>第七十六条の四 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）</p>	

き」とを要請することができる。

) 第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。) に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第七十六条の六第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

2| 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道については国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）、港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいい、同条第五項第四号の道路（同条第六項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第七十六条の七第二項において同じ。）又は漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第一百三十七条）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第三条第二号イの道路（同法第四十条第一項又は第二項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第七十六条の七第三項において同じ。）をいう。

3| 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（第七十六条の六第六項及び第七項において「会社」という。）が同法第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）をいう。第七十六条の六において同じ。）の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは

(新設)

2| 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（第七十六条の六第六項及び第七項において「会社」という。）が同法第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）をいう。第七十六条の六において同じ。）の区間について前項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者（高速自動車国道

「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは、「第七十六条の六第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第一項」とする。

3 | 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第七十六条の六第八項及び第九項において同じ。）の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは、「地方道路公社（第四項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。）」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは、「第七十六条の六第八項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第一項」とする。

4 | 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第七十六条の六第八項及び第九項において同じ。）の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは、「第七十六条の六第八項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第一項」とする。

（災害時における車両の移動等）

（災害時における車両の移動等）

第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下「

第七十六条の六 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又は

の条において「道路管理者等」という。)は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第三項第三号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

第七十六条の六 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間ににおける緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならぬ。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5～9 (略)

第七十六条の七 国土交通大臣は道路法第十三条第一項に規定する指定区間外の国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。以下この項において同じ。）に関し、都道府県知事は地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

2 國土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため

二 道路管理者が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいなかったために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5～9 (略)

第七十六条の七 国土交通大臣は道路法第十三条第一項に規定する指定区間外の国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。以下この条において同じ。）に関し、都道府県知事は地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

(新設)

特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

- 3 農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に關し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第七十六条の八 第七十六条の六に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに前条第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任海道開発局長に委任することができる。

(損失補償等)

第八十二条 国又は地方公共団体（港務局を含む。）は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において準用する場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により

(新設)

第七十六条の八 第七十六条の六に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び前条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(損失補償等)

第八十二条 国又は地方公共団体は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を

通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2
・
3
(略)

補償しなければならない。

2
・
3
(略)

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）	（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）
第三条　（略）	第三条　（略）	第三条　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）	2～4　（略）
5　都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）、市町村及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）法律第二百七十号）第三条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。	5　都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。	
6　（略）	6　（略）	6　（略）
7　都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、		

その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国、市町村又は公立大学法人である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、

その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一〇三（略）

8・9（略）

（設置者）

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体（公立大学法人を含む。第十七条第一項において同じ。）、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

（設備及び運営の基準）

第十三条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市

その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一〇二（略）

8・9（略）

（設置者）

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

（設備及び運営の基準）

第十三条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市

又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

255 （略）

（設置等の届出）

第十六条 市町村（指定都市等を除く。以下この条及び次条第五項において同じ。）（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（同条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（都道府県知事への情報の提供）

第十八条 （略）

2 （略）

3 指定都市等の長は、当該指定都市等（当該指定都市等が単独で又は他

又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

255 （略）

（設置等の届出）

第十六条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（都道府県知事への情報の提供）

第十八条 （略）

2 （略）

3 指定都市等の長は、当該指定都市等が幼保連携型認定こども園を設置

の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第十九条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共にして設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に關係者に対しても質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

（学校教育法の準用）

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第一百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的提供の推進に関する法

したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第十九条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に關係者に対しても質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

（学校教育法の準用）

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第一百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的提供の推進に関する法

的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（指定都市等（同法第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長）」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第三十七条中「学校教育上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（指定都市等（同法第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長）」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第三百三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（

係

		別表第二（第十九条、第二十一条関係）				改正案	
		情報照会者		事務		情報提供者	
九 三十九～百十 (略)		三十八 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	三十八 都道	一～三十七 (略)	(略)	一～三十七 (略)	事務
(略)		学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	特定個人情報
(略)		市町村長	等 都道府県知事	(略)	(略)	(略)	特定個人情報
(略)	もの	地方税関係情報 又は住民票関係 務省令で定める 情報であつて主	生活保護関係情報 報であつて主務 省令で定めるも の	(略)	(略)	(略)	特定個人情報

		別表第二（第十九条、第二十一条関係）				現行	
		情報照会者		事務		情報提供者	
九 三十九～百十 (略)		三十八 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	三十八 都道	一～三十七 (略)	(略)	一～三十七 (略)	事務
(略)		学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	特定個人情報
(略)		市町村長	住民票関係情報 であつて主務省 令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	特定個人情報
(略)		地方税関係情報 又は住民票関係 務省令で定める 情報であつて主	生活保護関係情報 報であつて主務 省令で定めるも の	(略)	(略)	(略)	特定個人情報

(業務の範囲)	現行
<p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。</p>	<p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。</p>
(教員等の任命等)	現行
<p>第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が当該大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに第七十七条の二第一項の規定により当該大学に附属して設置される同項に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。</p>	

(大学附属の学校)

第七十七条の二 公立大学法人が設置する大学に、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、定款で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校（次項において「学校」という。）を附属させて設置することができる。

2 設立団体の長は、前項の規定により公立大学法人が設置する学校に係るこの法律、他の法令又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(出資の認可)

第七十七条の三 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(会計監査人の資格等の特例)

第七十九条の二 公立大学法人の会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを当該公立大学法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第一号に掲げる者を選定することはできない。

2 公立大学法人においては、第三十七条第二項に規定する者のほか、次

(新設)

(新設)

(新設)

に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 一 監査の対象となる公立大学法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

- 二 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(長期借入金及び債券発行の特例)

第七十九条の三 公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、前項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した公立大学法人の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規

(新設)

定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 | 公立大学法人は、設立団体の長の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 | 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 | 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第七十九条の四 前条第一項又は第二項の規定により、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けなければならない。

（新設）

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）第一条及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）第一条による改正後のもの

改 正 案	現 行
<p>第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第一百二十七条において同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>② （略）</p>	<p>第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>② （略）</p>
<p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行ふ課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学</p>	<p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行ふ課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学</p>

院の研究科並びに第百八号第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 (略)

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大學法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第一百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 (略)

②・③ (略)

④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤ (略)

第五十四条 (略)

② (略)

③ 市（指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の

通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校につい

院の研究科並びに第百八号第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 (略)

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 (略)

②・③ (略)

④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十四条第三項において「指定都市」という。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤ (略)

第五十四条 (略)

② (略)

③ 市（指定都市を除く。）町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の

通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校につい

ては都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者（以下この項において「都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は指定都市（指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会（公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人）がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ （略）

第一百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

② ④ （略）

第一百三十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

を有する者（以下この項において「有する者」といいます。）のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県又は指定都市の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ （略）

第一百三十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

② ④ （略）

第一百三十一条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第一百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第一百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

第一百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第一百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校）」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、「同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、「同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

② (略)

第五条 削除
附則

② (略)

第五条 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、
第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学及び高等専門学校
以外の学校を設置することができない。

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）（抄）（第六条関係）

※ 「現行」は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第八条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 （略）	第一章 （略）
第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導	第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導
第一節～第三節 （略）	第一節～第三節 （略）
第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等（第二十六条～第二十八条）	第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等（第二十六条～第二十九条）
第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介（第二十九条～第二十九条の九）	第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介（第二十九条～第二十九条の九）
第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介	第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介
第一節 （略）	第一節 （略）
第二節 無料職業紹介事業（第三十三条～第三十三条の四）	第二節 無料職業紹介事業（第三十三条～第三十三条の五）
第三節 補則（第三十三条の五～第三十五条）	第三節 補則（第三十三条の六～第三十五条）
第三章の二～第五章 （略）	第三章の二～第五章 （略）
附則	附則
（定義）	（定義）
第四条 （略）	第四条 （略）
②～⑥ （略）	②～⑥ （略）

(7) この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

(8) この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

⑨・⑩ (略)

(政府の行う業務)

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

一～三 (略)

(新設)

(7) この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項、第三十三条第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして

三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

⑧・⑨ (略)

(政府の行う業務)

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

一～三 (略)

四 政府以外の者（第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）の行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業又は労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第二条第十一条法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第二条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業（以下「労働者派遣事業等」という。）を労働者及び公項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業（以下「労働者派遣事業等」という。）を労働者及び公業等」という。）を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

五～七 (略)

(職業安定機関と特定地方公共団体等の協力)

第五条の二 職業安定機関及び特定地方公共団体、職業紹介事業者又は労

(職業安定機関と職業紹介事業者等の協力)

第五条の二 職業安定機関及び職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、

労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、そ
れぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

② 求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(3) (略)

(求人の申込み)

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反する容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その

労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、そ
れぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(3) (略)

(求人の申込み)

第五条の五 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求人の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通

他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認めるとき、又は求人者が、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

(求職の申込み)

第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職の申込みはすべて受
理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受
理しないことができる。

② 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、特殊な業
務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試
問及び技能の検査を行うことができる。

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第五条の七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職者に対
しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に
は、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。
ない。

第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介

(地方公共団体の行う職業紹介)

第二十九条 地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。

② 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨

常の労働条件と比べて著しく不適当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

(求職の申込み)

第五条の六 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職の申込みはすべて受
理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反す
るときは、これを受
理しないことができる。

② 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、特殊な業務に対する求職者の
適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を
行うことができる。

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第五条の七 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職者に対
しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に
は、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

(新設)

第二十九条 削除

を、厚生労働大臣に通知しなければならない。

③ 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等（その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ。）を定めることができる。

④ 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

（事業の廃止）

第二十九条の二 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第二十九条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の職業紹介事業を行わせてはならない。

（取扱職種の範囲等の明示等）

第二十九条の四 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項その他無料の職業紹介事業の業務の内容に關しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適當であるものとして厚生労働省令で定める事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

(公共職業安定所による情報提供)

第二十九条の五 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対し、求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

(公共職業安定所による援助)

第二十九条の六 公共職業安定所は、特定地方公共団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

(特定地方公共団体の責務)

第二十九条の七 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業の運営に当たつては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第二十九条の八 第二十条の規定は、特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「特定地方公共団体」と、同条第二項中「公共職業安定所は」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を特定地方

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は、
「と読み替えるものとする。

(施行規定)

第二十九条の九 この章に定めるもののほか、特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

(新設)

(取扱職種の範囲等の届出等)

第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

②・③ (略)

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関及び特定地方公共団体の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条及び**第三十三条の三**の規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

②・③ (略)

第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介

(取扱職種の範囲等の届出等)

第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者は、その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（以下この条及び次条において「取扱職種の範囲等」という。）を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

②・③ (略)

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条から第三十三条の四までの規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

②・③ (略)

(4) 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から前項までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条、第三十二条の四第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、前条第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条、第三十二条の四第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

(5)

(前る)

(地方公共団体の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の四 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

帶する業務として行う無料の職業紹介事業

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条の六

第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条の二において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として行う無料の職業紹介事業

② 第三十条第二項から第四項まで、第三十二条の七第一項及び第二項、

第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした地方公共団体について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可を受けようとする者」とあるのは「第三十三条の四第一項の届出をしようとする地方公共団体」と、同項及び同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

（公共職業安定所による援助）

第三十三条の四 公共職業安定所は、第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

（公共職業安定所による援助）

第三十三条の五 公共職業安定所は、第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは前条第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

(準用)

第四十六条 第二十条、第三十三条の四及び第四十一条第一項の規定は、
労働組合等が前条の規定により労働者供給事業を行う場合について準用
する。この場合において、第二十条第一項中「公共職業安定所」とある
のは「労働者供給事業者」と、「求職者を紹介してはならない」とある
のは「労働者を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制
限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、「公共職
業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるの
は「公共職業安定所は、その旨を労働者供給事業者に通報するものとし
、当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、労働者を
供給してはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「供
給する」と、第四十一条第一項中「同項の許可」とあるのは「同条の許
可」と、「当該労働者の募集の業務」とあるのは「当該労働者供給事業
の全部若しくは一部」と読み替えるものとする。

(指針)

第四十八条 厚生労働大臣は、第三条、第五条の三、第五条の四、第三十
三条の五及び第四十二条に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者
の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するた
めに必要な指針を公表するものとする。

(準用)

第四十六条 第二十条、第三十三条の五及び第四十一条第一項の規定は、
労働組合等が前条の規定により労働者供給事業を行う場合について準用
する。この場合において、第二十条第一項中「公共職業安定所」とある
のは「労働者供給事業者」と、「求職者を紹介してはならない」とある
のは「労働者を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制
限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、「公共職
業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるの
は「公共職業安定所は、その旨を労働者供給事業者に通報するものとし
、当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、労働者を
供給してはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「供
給する」と、第四十一条第一項中「同項の許可」とあるのは「同条の許
可」と、「当該労働者の募集の業務」とあるのは「当該労働者供給事業
の全部若しくは一部」と読み替えるものとする。

(指針)

第四十八条 厚生労働大臣は、第三条、第五条の三、第五条の四、第三十
三条の六及び第四十二条に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者
の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するた
めに必要な指針を公表するものとする。

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十八条の四 特定地方公共団体、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から供給される労働者は、厚生労働大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

② (略)

(報告及び検査)

第五十条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業を行う者（第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者に對し、必要な事項を報告させることができる。

② 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業を行う者（第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

③・④ (略)

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十八条の四 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から供給される労働者は、厚生労働大臣に対し、その事実を申告し、適當な措置を執るべきことを求めることができる。

② (略)

(報告及び検査)

第五十条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に對し、必要な事項を報告させることができる。

② 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

③・④ (略)

第五十一条の二 特定地方公共団体、第三十三条第一項の許可を受けて、

又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下この条において「特定地方公共団体等」という。）並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び特定地方公共団体等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。特定地方公共団体等並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び特定地方公共団体等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

第五十一条の二 第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二

第一項、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下この条において「無料職業紹介事業者等」という。）並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。無料職業紹介事業者等並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

	改 正 案	現 行
2 （略）	（地方社会福祉審議会に関する特例） 第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。	（地方社会福祉審議会に関する特例） 第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。
2 （略）		

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第六章 （略）	第一章～第六章 （略）
第七章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条）	第七章 雜則（第三十一条～第三十八条）
第八章 雜則（第三十三条～第四十条）	第八章 雜則（第三十三条～第四十条）
附則	附則
（定義）	（定義）
<p>第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）、「同法の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者をいう。</p>	<p>第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。</p>
第七章 国と地方公共団体との連携等	第七章 雜則
（国と地方公共団体との連携）	（国と地方公共団体との連携）
<p>第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他</p>	<p>第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。</p>

の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

(要請)

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、

多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。
2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たつては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(新設)

(新設)

第三十三条～第三十八条 （略）

第三十二条～第三十七条

（略）

(罰則)

第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 (略)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 (略)

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）第百六十六条による改正後のもの

改 正 案

現 行

（指定検査機関の指定）

第二十一条 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定検査機関」）と
いう。）に、食鳥検査の全部又は一部を行わせることができる。

2・3 （略）

（指定検査機関の指定及び食鳥検査の委任）

第二十一条 都道府県知事は、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定検査機関」）に、食鳥検査の全部又は一部を行わせることができる。

2・3 （略）

（指定の基準）

第二十二条 都道府県知事は、前条第二項の申請が次の基準に適合してい
ると認めるときでなければ、同条第一項の指定をしてはならない。

一～三 （略）

（指定の基準）

第二十二条 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の基準に適合してい
ると認めるときでなければ、同条第一項の指定をしてはならない。

一～三 （略）

（指定の公示等）

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の指定をしたときは、指
定検査機関の名称、主たる事務所の所在地、当該指定をした日、その食
鳥検査の業務を行う事務所の所在地及びその行わせることとした食鳥檢

（指定の公示等）

第二十三条 厚生労働大臣は、第二十一条第一項の指定をしたときは、指
定検査機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を
公示しなければならない。

査の業務を公示しなければならない。

- 2 指定検査機関は、その名称、主たる事務所の所在地又はその指定に係る食鳥検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨をその指定に係る都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十四条 削除

第二十四条 第二十二条第一項の規定により指定検査機関にその食鳥検査を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、当該指定検査機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該食鳥検査の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。

- 2 指定検査機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は食鳥検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事（食鳥検査の業務を行う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事）に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。
- 3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

2 指定検査機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十五条 (略)

2 (略)

3 指定検査機関は、検査員が食鳥検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項をその指定に係る都道府県知事に報告しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十六条 食鳥検査の業務に従事する指定検査機関の役員の選任及び解任は、その指定に係る都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨をその指定に係る都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、その指定検査機関の役員又は検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分又は第二十八条第一項の業務規程に違反したときは、当該指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

第二十八条 指定検査機関は、厚生労働省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、その指定に係る都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(削る)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 指定検査機関は、検査員が食鳥検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を委任都道府県知事に報告しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十六条 食鳥検査の業務に従事する指定検査機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、指定検査機関の役員又は検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分又は第二十八条第一項の業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

第二十八条 指定検査機関は、厚生労働省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、前項後段の規定により業務規程を変更しようとする

ときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

- 2| 都道府県知事は、前項の認可をした業務規程が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第二十九条 指定検査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その指定に係る都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(削る)

- 2| 指定検査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、その指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第三十一条 都道府県知事は、その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定検査機関に対し、食鳥検査の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(削る)

ときは、厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

- 3| 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第二十九条 指定検査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(削る)

- 2| 指定検査機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするとときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

- 3| 指定検査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生労働大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令等)

第三十一条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、食鳥検査の業務に関し監督上必要な命令をることができる。

- 2| 委任都道府県知事は、その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し

、当該食鳥検査の業務の適正な実施のために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(業務の休廃止)

第三十二条 指定検査機関は、その指定に係る都道府県知事の許可を受けなければ、その指定に係る食鳥検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事は、その指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止によりその食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

(削る)

3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十三条 都道府県知事は、その指定検査機関が第二十二条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 都道府県知事は、その指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその行わせることとした食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(業務の休廃止)

第三十二条 指定検査機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、食鳥検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生労働大臣は、指定検査機関の食鳥検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止により食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十三条 厚生労働大臣は、指定検査機関が第二十二条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 厚生労働大臣は、指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて食鳥検査の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

できる。

一・二 (略)

三 第二十六条第三項、第二十八条第二項又は第三十一条の規定による命令に違反したとき。

四・五 (略)

3 都道府県知事は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定によりその行わせることとした食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十六条第三項、第二十八条第三項又は第三十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

四・五 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第三十四条 削除

(食鳥検査の委任の解除)

第三十四条 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を指定検査機関に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事による食鳥検査の業務の実施)

第三十五条 都道府県知事は、その指定検査機関が第三十二条第一項の許可を受けてその指定に係る食鳥検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十三条第二項の規定によりその指定検査機関に対しその行わせることとした食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又はその指定検査機関が天災その他の事由によりその指定に係る食

(委任都道府県知事による食鳥検査の業務の実施)

第三十五条 委任都道府県知事は、指定検査機関が第三十二条第一項の許可を受けて食鳥検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十三条第二項の規定により厚生労働大臣が指定検査機関に対し食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由により食鳥検査の業務の全部若しくは一部を実施すること

鳥検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該食鳥検査の業務の全部又は一部を行うものとする。

(削る)

2 都道府県知事は、前項の規定によりその食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行うこととなるとき、又は同項の規定により当該食鳥検査の業

務の全部若しくは一部を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が第一項の規定によりその食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行うこととし、その行わせることとした食鳥検査の業務の廃止について第三十二条第一項の許可をし、又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定によりその指定検査機関の指定を取り消した場合における食鳥検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(報告の徴収)

第三十七条 (略)

2 都道府県知事は、第二十五条第三項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、その指定検査機関に対し、食鳥検査の業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

が困難となつた場合において厚生労働大臣が必要があると認めるときは、当該食鳥検査の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により食鳥検査の業務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により食鳥検査の業務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

4 委任都道府県知事が第一項の規定により食鳥検査の業務を行うこととし、又は厚生労働大臣が食鳥検査の業務の廃止に係る第三十二条第一項の許可をし、若しくは第三十三条第一項若しくは第二項の規定により指定検査機関の指定を取り消した場合における食鳥検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(報告の徴収)

第三十七条 (略)

2 厚生労働大臣又は委任都道府県知事は、第二十五条第三項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、食鳥検査の業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十八条 (略)

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その指定検査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(不服申立て)

第四十一条 (略)

2 指定検査機関が行う食鳥検査に係る処分（検査の結果を除く。）又はその不作為については、その指定に係る都道府県知事に対し、審査請求をすることができる。この場合において、当該都道府県知事は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定検査機関の上級行政庁とみなす。

3・4 (略)

(立入検査)

第三十八条 (略)

2 厚生労働大臣又は委任都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(不服申立て)

第四十一条 (略)

2 指定検査機関が行う食鳥検査に係る処分（検査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定検査機関の上級行政庁とみなす。

3・4 (略)

改 正 案	現 行
<p>第二十六条の二　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4　都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該保安林が、第一号に該当するとき、又は第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、第二号に該当するときは、農林水産大臣の同意を得なければならぬ。</p> <p>一・二　（略）</p>	<p>第二十六条の二　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4　都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。</p>

改 正 案	現 行
（定義）	（定義）
第二条 （略）	第二条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 この法律において「漁業近代化資金」とは、漁業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対しても貸し付ける資金（漁船の改造、建造又は取得に要するもの、漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの及び成育期間が通常一年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に要するものに限る。）で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。	3 この法律において「漁業近代化資金」とは、漁業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対しても貸し付ける資金（漁船の改造、建造又は取得に要するもの、漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの及び成育期間が通常一年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に要するものに限る。）で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。
一 漁業者等に係る貸付金の合計額が次に掲げる額（当該資金の貸付けにより当該合計額が次に掲げる額を超えることにつき農林水産大臣が定める理由がある場合において、農林水産大臣（当該資金が、第一項第六号から第九号までに掲げる者）のうち都道府県の区域を超える区域を地区とするものその他の農林水産省令で定める漁業者等に対して農林中央金庫が貸し付ける資金以外のものであるときは、当該漁業者等の住所地を管轄する都道府県知事その他の農林水産省令で定める都道府県知事）が承認したときは、その承認した額）以内のこと。	一 漁業者等に係る貸付金の合計額が次に掲げる額（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内のこと。

二
一
四
(略)

二
一
四
(略)

	改 正 案	現 行
2 3 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。	<p>第四条の二 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするとよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められた準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市町村準則」という。）を定めることができる。（削る）</p>	<p>第四条の二 都道府県は、当該都道府県内の町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするとよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、第三項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「都道府県準則」という。）を定めることができる。</p>
4 3 第一項及び第二項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。	<p>2 市は、当該市の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするとよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市準則」という。）を定めることができる。（略）</p>	<p>4 第一項及び第二項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。</p>

(届出)

第六条 製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を当該特定工場の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下単に「市町村長」という。）に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

一〇七 (略)
2 (略)

第七条 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をして

(届出)

第六条 製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する市長（以下単に「市長」という。）に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

一〇七 (略)
2 (略)

第七条 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をして

いる者（当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。）は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。）に係る変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）で当該特定工場となる日以後最初に行われるものをしてようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを市町村長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同号の事項については、この限りでない。

2 (略)

（変更の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更（前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするとときは、主務省令で定めるところにより、その旨（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項）を市町村長に届け出な

いる者（当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。）は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。）に係る変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）で当該特定工場となる日以後最初に行われるものをしてようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては都道府県知事に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては市長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

2 (略)

（変更の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更（前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするとときは、主務省令で定めるところにより、その旨（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項）をその届出をした都道

ければならない。

一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同号の事項以外の事項である場合 その旨及び同号の事項

二 (略)

2 (略)

(勧告)

第九条 市町村長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項（敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六条第一項の規定による届出の場合には、当該増加に係る部分に限り、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。）のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に關し必要な事項について勧告をすることができる。

一・二 (略)

2 市町村長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項

府県知事又は市長に届け出なければならない。

一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合 その旨及び同号の事項

二 (略)

2 (略)

(勧告)

第九条 都道府県知事又は市長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項（敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六条第一項の規定による届出の場合には、当該増加に係る部分に限り、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。）のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に關し必要な事項について勧告をすることができる。

一・二 (略)

2 都道府県知事又は市長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項

第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に關し必要な事項について勧告をすることができる。

一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 （略）

3 （略）

（変更命令）

第十条 市町村長は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

2 （略）

（実施の制限）

第十二条 （略）

2 市町村長は、第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る事項について、その内容が相当であると認めるとときは、

第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に關し必要な事項について勧告をすることができる。

一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同項第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 （略）

3 （略）

（変更命令）

第十条 都道府県知事又は市長は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

2 （略）

（実施の制限）

第十二条 （略）

2 都道府県知事又は市長は、第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る事項について、その内容が相当であると認めるとときは、

前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、第六条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(承継)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出

をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、第六条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事又は市長に届け出なければならない。

(承継)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出

をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事又は市長に届け出なければならない。

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第十三条関係）

※ 「現行」は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（報告、検査等）

第十二条（略）

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要なものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

3 （略）

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐

現 行

（報告、検査等）

第十二条（略）

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。

3 （略）

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐

食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特

定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政
府が指定するものを除く。）のうち特定行政府が安全上、防火上及び衛
生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、
この限りでない。

5～9
(略)

食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

5～9
(略)

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抄）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 （略）	第一章 （略）
第二章 基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画等（第三条—第四条の二）	第二章 基本方針及び高齢者居住安定確保計画（第三条・第四条）
第三章～第八章 （略）	第三章～第八章 （略）
附則	附則
第二章 基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画等	第二章 基本方針及び高齢者居住安定確保計画
（基本方針）	（基本方針）
第三条 （略）	第三条 （略）
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一～四 （略）	2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一～四 （略）
五 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制（以下「高齢者居宅生活支援体制」という。）の確保に関する基本的な事項	五 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制（次条第二項第二号ホにおいて「高齢者居宅生活支援体制」という。）の確保に関する基本的な事項
六 次条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画及び第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項	六 次条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項

基本的な事項

七 (略)

3～6 (略)

(都道府県高齢者居住安定確保計画)

第四条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「都道府県高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 (略)

(削る)

3 都道府県高齢者居住安定確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、当該都道府県の区域内において地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による住宅の改良（改良後の住宅が加齢対応構造等（加齢に伴つて生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造及び設備をいう。以下同じ。）であつて国土交通省令で定める基準に適合するものを有するものとすることを主たる目的とするものに限る。第七十三条において「住宅の加齢対応改良」という。）に関する事業の実施が必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、当該事

七 (略)

3～6 (略)

(高齢者居住安定確保計画)

第四条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

2 高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 (略)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項

3 都道府県は、当該都道府県の区域内において地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による住宅の改良（改良後の住宅が加齢対応構造等（加齢に伴つて生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造及び設備をいう。以下同じ。）であつて国土交通省令で定める基準に適合するものを有するものとすることを主たる目的とするものに限る。第七十三条において「住宅の加齢対応改良」という。）に関する事業の実施が必要と認められる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該事業

業の実施に関する事項を定めることができる。

5| 都道府県は、都道府県高齢者居住安定確保計画に公社による前項に規定する事業の実施に関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならない。

6| 都道府県は、都道府県高齢者居住安定確保計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあつては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならぬ。

7| 都道府県は、都道府県高齢者居住安定確保計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣及び厚生労働大臣並びに当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

8| 第四項から前項までの規定は、都道府県高齢者居住安定確保計画の変更について準用する。

（市町村高齢者居住安定確保計画）

第四条の二 市町村は、基本方針（都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている場合にあつては、都道府県高齢者居住安定確保計画）に基

の実施に関する事項を定めることができる。

4| 都道府県は、高齢者居住安定確保計画に公社による前項に規定する事業の実施に関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならない。

5| 都道府県は、高齢者居住安定確保計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあつては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならぬ。

6| 都道府県は、高齢者居住安定確保計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣及び厚生労働大臣並びに当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7| 第二項から前項までの規定は、高齢者居住安定確保計画の変更について準用する。

（新設）

づき、当該市町村の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「市町村高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

2 | 市町村高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 | 当該市町村の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

二 | 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

イ | 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

ロ | 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

ハ | 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項

二 | 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項

ホ | ニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

三 | 計画期間

3 | 前条第三項から第八項までの規定は、市町村高齢者居住安定確保計画

について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「当該都道府県」とあるのは「当該市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「第二項第二号」とあるのは「次

条第二項第二号」と、同条第五項から第七項までの規定中「都道府県は」とあるのは「市町村は」と、同条第六項中「当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）」とあり、及び同条第七項中「当該都道府県の区域内の市町村」とあるのは「都道府県」と、同条第六項中「都道府県に」とあるのは「市町村に」と読み替えるものとする。

（登録の基準等）

第七条 都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一〇八 （略）

九 その他基本方針（サービス付き高齢者向け住宅が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内にある場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、サービス付き高齢者向け住宅が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内にある場合にあっては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものであること。

205 （略）

（認可の基準）

第五十四条 都道府県知事は、第五十二条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは

（登録の基準等）

第七条 都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一〇八 （略）

九 その他基本方針（サービス付き高齢者向け住宅が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内にある場合にあっては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものであること。

205 （略）

（認可の基準）

第五十四条 都道府県知事は、第五十二条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは

、同条の認可をすることができる。

一〇七（略）

八 その他基本方針（当該事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、当該事業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画。第六十五条において同じ。）に照らして適切なものであること。

第七十三条 公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる区域内において、委託により、住宅の加齢対応改良の業務を行うことができる。

一 第四条第四項の規定により都道府県高齢者居住安定確保計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域
二 第四条の二第三項において準用する第四条第四項の規定により市町村高齢者居住安定確保計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を定めた市町村の区域

2
(略)

、同条の認可をすることができる。

一〇七（略）

八 その他基本方針（当該事業が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内のものである場合にあっては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画。第六十五条において同じ。）に照らして適切なものであること。

第七十三条 第四条第三項の規定により高齢者居住安定確保計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の加齢対応改良の業務を行うことができる。

（新設）

（新設）

2
(略)

改 正 案	現 行
<p>（総量削減計画）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2 総量削減計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聞くとともに、環境大臣に<u>協議しなければならない</u>。</p> <p>4 環境大臣は、前項の<u>協議を受けた</u>ときは、公害対策会議の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（総量削減計画）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2 総量削減計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聞くとともに、環境大臣に<u>協議し、その同意を得なければならぬ</u>。</p> <p>4 環境大臣は、前項の<u>同意をしようとする</u>ときは、公害対策会議の議を経なければならない。</p> <p>5・6（略）</p>

○ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人 法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学 法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の 需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号 ）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科 書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)

改 正 案	現 行
<p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼稚連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であ</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼稚連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であ</p>

るときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならぬ。

一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5 • 6

改 正 案	現 行
<p>第三十条の二十五 （略）</p> <p>2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行うことができる。</p>	<p>第三十条の二十五 （略）</p> <p>2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行うことができる。</p>
<p>3～5 （略）</p>	<p>3～5 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（雇用の機会の確保）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利</p> <p>用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。</p>	<p>（雇用の機会の確保）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報を提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利</p> <p>用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。</p>

改 正 案	現 行
(定義)	(定義)
<p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下単に「公立大学法人」という。）を含む。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。</p>

4・5 (略)

(取上げ)

第十一條 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

3・5 (略)

4・5 (略)

(取上げ)

第十一條 国立学校又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められたときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

3・5 (略)

(改正案)	現行
(学校施設の利用)	(学校施設の利用)
第四十四条 (略)	第四十四条 (略)
2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。	2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることが

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開

できる。

2
～
4
(略)

設を求める」ことができる。

2
～
4
(略)

	改 正 案	現 行
第五百八十六条 （略）	（特別土地保有税の非課税）	（特別土地保有税の非課税）
2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に對しては、特別土地保有税を課すことができない。	2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に對しては、特別土地保有税を課すことができない。	2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に對しては、特別土地保有税を課すことができない。
一〇二十六 （略）	一〇二十六 （略）	一〇二十六 （略）
二十七 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場に係る同項、同法第七条第一項又は同法第八条第一項の届出をした者が同法第四条第一項の規定により公表された準則又は同法第四条の二第一項の規定により定められた同項に規定する市町村準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で政令で定めるもの	二十七 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場に係る同項、同法第七条第一項又は同法第八条第一項の届出をした者が同法第四条第一項の規定により公表された準則又は同法第四条の二第一項の規定により定められた同項に規定する都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で政令で定めるもの	二十七 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場に係る同項、同法第七条第一項又は同法第八条第一項の届出をした者が同法第四条第一項の規定により公表された準則又は同法第四条の二第一項の規定により定められた同項に規定する都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で政令で定めるもの
二十八～三十 （略）	二十八～三十 （略）	二十八～三十 （略）
3・4 （略）	3・4 （略）	3・4 （略）

○ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）（抄）（附則第十七条関係）

※ 「現行」は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第八条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（国家機関の建築物の点検）

第十二条 各省各庁の長は、その所管に属する建築物（建築基準法第十二条第二項本文に規定するものを除く。次項において同じ。）で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項に規定する建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならぬ。

2
(略)

（国家機関の建築物の点検）

第十二条 各省各庁の長は、その所管に属する建築物（建築基準法第十二条第二項に規定するものを除く。次項において同じ。）で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項に規定する建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

2
(略)

	改 正 案	現 行
（国の補助）		
<p>第十五条 国は、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条において「公立大学法人」という。）が設置する学校を含む。次項において同じ。）の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第十五条 国は、公立学校の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国の補助）</p>
（短期の産業教育）		
<p>第十六条 国は、公立の中学校又は高等学校（公立大学法人が設置する中学校又は高等学校を含む。以下この条において同じ。）が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育（別科における教育及び学校において社会教育として行うものを含む。）を行う場合においては、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、前条第一項の政令で定める</p>	<p>第十六条 国は、公立の中学校又は高等学校が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育（別科における教育及び学校において社会教育として行うものを含む。）を行う場合においては、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、前条第一項の政令で定める</p>	

必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、前条第一項の政令で定める審議会等の議を経て政令で定める基準に従い、その全部又は一部を、当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

審議会等の議を経て政令で定める基準に従い、その全部又は一部を、当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

	改 正 案	現 行
	（国の補助）	
2	<p>第九条 国は、公立の学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む。次項において同じ。）又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第九条 国は、公立又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。</p>
3	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
2	<p>前項に規定するもののほか、国は、公立の学校又は私立の学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>前項に規定するもの以外、国は、公立又は私立の学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。</p>
3	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

○ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）（抄）（附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百四十七号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む。）で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。</p>
2・3 （略）	2・3 （略）

	改 正 案	現 行
	（国及び都道府県の行う就学奨励）	（国及び都道府県の行う就学奨励）
	<p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費</p> <p>四・六 （略）</p> <p>2・4 （略）</p>	<p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費</p> <p>四・六 （略）</p> <p>2・4 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（処罰の請求）</p> <p>第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学に附属して設置される義務教育諸学校につては、当該大学の学長</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（処罰の請求）</p> <p>第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校につては、当該国立大学の学長</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

	改 正 案	現 行
	（特別の財政援助及びその対象となる事業）	（特別の財政援助及びその対象となる事業）
	<p>第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>
	<p>三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。）の施設の災害復旧事業</p> <p>四～十四 （略）</p>	<p>三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業</p> <p>四～十四 （略）</p>
2	<p>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> <p>第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇</p>	<p>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> <p>第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇</p>

箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校の施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による國の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十九万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十萬円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による國の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところによる基準財政需要額に算入するものとする。

234

234

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）（抄）（附則第二十四条関係）

※ 「現行」は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）第三条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事業主等の責務）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）並びに職業紹介事業者（同条第八項に規定する職業紹介事業者をいう。第十四条において同じ。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。第十三条において同じ。）、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならない。</p> <p>（関係者相互の連携及び協力）</p> <p>第六条 国、地方公共団体（特定地方公共団体を含む。）、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのつとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。</p>	<p>（事業主等の責務）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第十四条において同じ。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。第十三条において同じ。）、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならない。</p> <p>（関係者相互の連携及び協力）</p> <p>第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのつとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。</p>
<p>（</p>	

(指針)

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に關し、事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するためには、これを公表するものとする。

第十四条 求人者は、学校卒業見込者等求人の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するよう努めなければならない。

2 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に学校卒業見込者等求人の申込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報提供しなければならない。

(事業主等に対する援助)

第二十七条 国は、青少年の福祉の増進を図るため、事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(船員に関する特例)

第三十三条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一

(指針)

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に關し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するためには、これを公表するものとする。

第十四条 求人者は、学校卒業見込者等求人の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に、青少年雇用情報を提供するよう努めなければならない。

2 公共職業安定所又は職業紹介事業者に学校卒業見込者等求人の申込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

(事業主等に対する援助)

第二十七条 国は、青少年の福祉の増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(船員に関する特例)

第三十二条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一

、第四条第二項中「特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）並びに職業紹介事業者（同条第八項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第三十九条」とあるのは「第四十四条第二項」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第六条中「（特定地方公共団体を含む。）」、事業主、職業紹介事業者等」とあるのは「事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第七条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「特定地方公共団体、職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第八条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）」と、第十条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第十二条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と、第十三条第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第十四条中「公共職業安定所、特定地方公

、第四条第二項中「職業紹介事業者」（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第三十九条」とあるのは「第四十四条第二項」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第六条中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第七条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第八条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」とあるのは「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）」と、第十条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と、第十三条第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第十四条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、第二十五条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十七条中

「共団体」とあるのは「地方運輸局」と、「職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十五条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十七条中「特定地方公共団体」、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第三十条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第三十一条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第三十条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第三十一条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）（附則第二十六条関係）

※ 「現行」は、第百九回国会に提出の雇用保険法等の一部を改正する法律案第四条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（業務等）

第三十八条 （略）

2 （略）

3 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第八項に規定する職業紹介事業者若しくは同法

第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を受けた者」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

（業務等）

第三十八条 （略）

2 （略）

3 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は雇用対策法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の六から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条及び第六十四条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を受けた者」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

第三十八条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第一号又は第三号」とあるのは「前項第二号」とする。

4
5
7
(略)

第三十八条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第一号又は第三号」とあるのは「前項第二号」とする。

4
5
7
(略)

改 正 案

現 行

附 則

第三条 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしている者は、工場立地法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、同項に規定する特定工場（以下「特定工場」という。）内の同法第四条第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、同法第六条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。）に係る変更（同法第七条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）でこの法律の施行の日から九十日を経過した日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令（同法第十五条の六第二項に規定する大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、その旨及び同法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属しない場合には、同号の事項については、この限りでない。

第三条 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしている者は、工場立地法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、同項に規定する特定工場（以下「特定工場」という。）内の同法第四条第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、同法第六条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。）に係る変更（同法第七条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）でこの法律の施行の日から九十日を経過した日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令（同法第十五条の六第二項に規定する大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、その旨及び同法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを、当該新法特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事に、当該新法特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属

2

(略)

2

(略)

しない場合には、
同項第六号の事項については、この限りでない。

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）（附則第二十九条関係）

※ 「現行」は、第一百九回国会に提出の雇用保険法等の一部を改正する法律案第一条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（返還命令等）

第十条の四 （略）

2 前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関又は業として職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帶して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 （略）

（雇用安定事業）

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になら

（返還命令等）

第十条の四 （略）

2 前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帶して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 （略）

（雇用安定事業）

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になら

うとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に關し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 （略）

二 離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他該労働者の再就職を促進するため必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三・六 （略）
2・3 （略）

うとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に關し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 （略）

二 離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三・六 （略）
2・3 （略）

改 正 案

（職業安定法の規定の読み替え適用等）

第三十条 第十五条第一項に定めるもののほか、建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、職業安定法第三十条第二項から第六項まで及び第三十一条から第三十二条の十までの規定は適用しないものとし、同法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 （略）	第四条第八項				（職業安定法の規定の読み替え適用等）
	第三十三条第一項				
	第三十三条第一項若しくは建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十八条第一項	第三十三条第一項若しくは建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十八条第一項	（略）	（略）	
2 （略）	第三十二条の十二及び第三十二条の十三	取扱職種の範囲等	（略）	（略）	（職業安定法の規定の読み替え適用等）
	（略）	取扱職種の範囲等（建設業務に係るものに限る。）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
2 （略）	第三十二条の十二第一項	以下この条	（略）	（略）	（職業安定法の規定の読み替え適用等）
	（略）	建設業務に係るものに限る。以下この条	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	

別表第二（第十七条関係）	改 正 案	現 行
一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号（工場立地に関する準則等の公表）に規定する環境施設の用に供される土地等（当該土地等の面積が基準面積（当該土地等の面積の同項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地の面積に対する割合に関する事項につき同項の規定により公表された同項の準則又は同法第四条の二第一項（工場立地に関する市町村準則）の規定により定められた同項の市町村準則）に適合するために必要な面積として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を超えるときは、当該土地等のうち当該基準面積に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。）	一 工場立地法（昭和二十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号（工場立地に関する準則等の公表）に規定する環境施設の用に供される土地等（当該土地等の面積が基準面積（当該土地等の面積の同項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地の面積に対する割合に関する事項につき同項の規定により公表された同項の準則又は同法第四条の二第一項（工場立地に関する都道府県準則等）の規定により定められた同項の都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項の市準則）に適合するために必要な面積として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を超えるときは、当該土地等のうち当該基準面積に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。）	一 工場立地法（昭和二十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号（工場立地に関する準則等の公表）に規定する環境施設の用に供される土地等（当該土地等の面積が基準面積（当該土地等の面積の同項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地の面積に対する割合に関する事項につき同項の規定により公表された同項の準則又は同法第四条の二第一項（工場立地に関する都道府県準則等）の規定により定められた同項の都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項の市準則）に適合するために必要な面積として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を超えるときは、当該土地等のうち当該基準面積に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。）
二九 （略）	二九 （略）	二九 （略）

	改 正 案	現 行
（市町村介護保険事業計画）		
第一百十七条　（略）		
257　（略）		
8　市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第二百七条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。		
9511　（略）		
（都道府県介護保険事業支援計画）		
第一百十八条　（略）		
256　（略）		
7　都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第二百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。		
9511　（略）		
（都道府県介護保険事業支援計画）		
第一百十八条　（略）		
256　（略）		
7　都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第二百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。		

8

(略)

8

(略)

なら
ない。
。

改 正 案

（学校教育法の特例）

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）」とあるのは、「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」と称する。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号人」という。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において「学校設置会社」という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第は、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の

現 行

（学校教育法の特例）

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」とあるのは、「私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において学校設置会社」という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、

長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）と、同法第九十五条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行なう場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条第一項の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2～13 （略）

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例）

第二十九条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長）」とする。

第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）と、同法第九十五条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行なう場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条第一項の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2～13 （略）

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例）

第二十九条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、同法第四十四条第二項中「教育委員会又は」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校にあつては、当該地方公共団体の長）」とする。

）又は」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会（同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長）を」と、同令第二条第三項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長）」とする。

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）（附則第三十五条関係）

※ 「現行」は、第百九十回国会に提出の地域再生法の一部を改正する法律案による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）</p> <p>第十七条の十四 （略）</p> <p>2～12 （略）</p> <p>13 生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたるものでなければならない。</p> <p>14・15 （略）</p>	<p>（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）</p> <p>第十七条の十四 （略）</p> <p>2～12 （略）</p> <p>13 生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならぬ。</p> <p>14・15 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（工場立地法の特例）	（工場立地法の特例）
3 2 (略)	<p>第十条 同意基本計画（第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）において定められた同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等（工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。）に係る工場又は事業場の綠地（同法第四条第一項第一号に規定する綠地をいう。以下この条において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「綠地面積率等」という。）について、条例で、次項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。</p>	<p>第十条 同意基本計画（第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）において定められた同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等（工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。）に係る工場又は事業場の綠地（同法第四条第一項第一号に規定する綠地をいう。以下この条において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「綠地面積率等」という。）について、条例で、次項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項若しくは第二項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。</p>

る場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

(削る)

4 緑地面積率等条例（町村が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされる事務であつて、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域の存する町村の長が行うものとする。

5 前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二百八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、町村の長に関する規定として当該町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第十一條　緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止（その一部の廃止を含む。以下この条において同じ。）があつた場合においては、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場（以下単に「特定工場」という。）について、条例で、当該廃止に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

2　前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十一條第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

3| 2　前項の規定により経過措置を定める条例（市が定めるものに限る。）が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十一條第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

3| 1　第一項の規定により経過措置を定める条例（町村が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る町村の長が行うものとする。

（削る）

4| 1　前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、前条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第一項の規定に

第十一條　緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止（その一部の廃止を含む。以下この条及び次条において同じ。）があつた場合においては、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場（以下単に「特定工場」という。）について、条例で、当該廃止に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

より準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出であつて緑地面積率等条例の施行の日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

2 | 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における緑地面積率等条例の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 | 緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同意企業立地重点促進区域の廃止又は前条第一項の規定により経過措置を定める条例（以下この項において「経過措置条例」という。）の廃止若しくは失効により、当該緑地面積率等条例（経過措置条例が定められている場合にあつては、当該経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場について、それぞれ当該緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、当該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若しくは失効の日前に当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る同条第一項の特定工場に係る

事務を行うものとされた町村の長にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日（以下この条において「特定日」という。）以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

4| 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）（抄）（附則第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（標準教科用特定図書等の需要数の報告）

第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する
国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号
）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）
及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文
部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなけ
ればならない。

2
一・二 （略）

（標準教科用特定図書等の需要数の報告）

第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する
国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要
数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報
告しなければならない。

2
一・二 （略）

	改 正 案	現 行
	(学校施設の利用)	(学校施設の利用)
2 (略)	<p>第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p>	<p>第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p>
2 (略)		

改 正 案

現 行

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第三項第二号及び別表第一の七の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十一条第一項の規定によ

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第六項第二号及び別表第一の七の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により定められた準則（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十一条第一項の規定によ

り条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 前項の規定により準則を定める条例（以下この項及び次項において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」といふ。）が施行されている間は

、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則」が定められた場合には、「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

（削る）

十九年法律第四十号。以下この条において「地域産業集積形成法」とう。）第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則又はその条例（以下この条において「地域産業集積形成法準則等」といふ。）を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」といい、認定市町村である市が定めるものに限る。）が施行されている間は、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

3 国際戦略総合特区緑地面積率等条例（認定市町村である町村（以下この条において「認定町村」という。）が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた認定町村の長が行うものとする。

4 前項の規定により認定町村の長が事務を行う場合においては、工場立

（削る）

<p>4 前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、同項</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>3 国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けすこととなつた区域において当該事由の発生前に当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。</p>	<p>5 國際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととなつた特定工場（工場立地法第六条第一項に規定する特定工場をいう。以下この条において同じ。）については、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>6 国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けすこととなつた区域において当該事由の発生前に当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けた特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。</p>	<p>（削る）</p>
---	--	---	--	-------------

の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十三条第三項」の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

（削る）

8| 国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例（町村が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、第六項の特定工場に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例を定めた町村の長が行うものとする。

（削る）

9| 前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二

十三条第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

（削る）

10| 国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととなつた特定工場については、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

（削る）

11| 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた

戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」とい、市が定めるものに限る。）が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十三条第六項」の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出であつて国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行の日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(削る)

12 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13

国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第六項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合においては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る。）について、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第三項又は第八項の規定によりこれらの

(削る)

規定に規定する事務を行うものとされた町村の長にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

14| 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15| 前二項の規定は、国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第六項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受けることとなつたものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「当該町村の存する都道府県の知事」とあるのは、「地域産業集積形成法第十一条第四項又は第十二条第三項の規定によりこれらの規定に規定する

事務を行うものとされた当該町村の長」と読み替えるものとする。

改 正 案

現 行

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十八条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興産業集積事業（復興産業集積区域内において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第三項第一号及び別表の九の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該復興推進計画に定められた復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十一条第一項の規定により条例が

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十八条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興産業集積事業（復興産業集積区域内において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第六項第一号及び別表の九の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該復興推進計画に定められた復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項若しくは第二項の規定により定められた準則（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法

定められた場合にあつては、その準則又はその条例を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

- 2 前項の規定により準則を定める条例（以下この項及び次項において「復興産業集積区域緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例に係る復興産業集積区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定について、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

（削る）

- 2 前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等条例」とい、認定市町村である市が定めるものに限る。）が施行されている間は、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例に係る復興産業集積区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則」であるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。
- 3 | 復興産業集積区域緑地面積率等条例（認定市町村である町村（以下この条において「認定町村」という。）が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例に係る復興産業集積区域に係るものは、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例を定めた認定町村の長が行うものとする。

- 4 | 前項の規定により認定町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（

（削る）

昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該復興産業集積区域については、町村の長に関する規定として当該認定町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二十一条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

（削る）

5| 復興産業集積区域緑地面積率等条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととなつた特定工場（工場立地法第六条第一項に規定する特定工場をいう。以下この条において同じ。）については、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

3| 復興産業集積区域緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の適用を受けないこととなつた区域において当該事由の発生前に当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

一・二（略）

4| 前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、同項

一・二（略）

7| 前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「復興

の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二十八条第三項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

（削る）

産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」とい、市が定めるものに限る。)が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用について、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二十八条第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

8|

復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例（町村が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、第六項の特定工場に係るものは、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例を定めた町村の長が行うものとする。

9|

前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二十八条第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

10|

復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととなつた特定工場については、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

（削る）

11|

復興産業集積区域緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工

場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出であつて復興産業集積区域緑地面積率等条例の施行の日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(削る)

12 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における復興産業集積区域緑地面積率等条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第六項各号に掲げる事由の発生又は復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例（復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が定められている場合においては、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る。）について、それぞれ当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第三項又は第八項の規定によりこれらの

規定に規定する事務を行うものとされた町村の長にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該町村の存する都道県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(削る)

14| 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15| 前二項の規定は、復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第六項各号に掲げる事由の発生又は復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例（復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受けることとなつたものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「当該町村の存する都道県の知事」とあるのは、「地域産業集積形成法第十条第四項又は第十二条第三項の規定によりこれらの規定に規定する事

務を行うものとされた当該町村の長」と読み替えるものとする。

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

第四十八条 (略)

2 被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならぬ。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。

一〇四 (略)

五 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。次項第九号において同じ。）の解除に係るものに限る。）

農林水産大臣

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするとときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

第四十八条 (略)

2 被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならぬ。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。

一〇四 (略)

五 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。） 農林水産大臣

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするとときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〇七 (略)

八 第一項第七号に定める事項（海岸保全区域内の森林を保安林として指定する場合に限る。）当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第十二号において同じ。）に協議をすること。

九 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林の解除に係るものに限る。）内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

十 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林の解除に係るものに限る。）内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

一〇七 (略)

八 第一項第七号に定める事項（海岸保全区域内の森林を保安林として指定する場合に限る。）当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第十一号において同じ。）に協議をすること。

九 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。）内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

(新設)

十・十一 (略)

4
9 (略)

改 正 案

現 行

（地域森林計画の変更等に関する特例）

第六十八条（略）

2 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一・二（略）

三 前項第二号に定める事項（森林法第二十五条の規定による保安林の指定、同法第二十六条の規定による保安林の指定の解除又は同法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林若しくは同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）の指定の解除に係るものに限る。）内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

四 前項第二号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）の指定の解除に係るものに限る。）内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

（地域森林計画の変更等に関する特例）

第六十八条（略）

2 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一・二（略）

三 前項第二号に定める事項（森林法第二十五条の規定による保安林の指定、同法第二十六条の規定による保安林の指定の解除又は同法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の指定の解除に係るものに限る。）内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

（新設）

3
↓
6

(略)

3
↓
6

(略)

改 正 案	現 行
<p>（特定教育・保育施設の確認）</p> <p>第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学との利用定員を定めて、市町村長が行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 ・ 3 （略）</p>	<p>（特定教育・保育施設の確認）</p> <p>第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。</p> <p>一～二 （略）</p>

	改 正 案	現 行
（復興協議会）		
第十二条（略）		
2・3（略）		
4 特定被災市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、この限りでない。		
一〇六（略）		
七 次条第一項第八号に定める事項（一級河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項に規定する一級河川をいう。次条第三項第十二号及び第五十二条第一項において同じ。）の河川区域（同法第六条第一項に規定する河川区域をいう。同号において同じ。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 国土交通大臣		
八〇二十三（略）		
5・9（略）		
（土地利用基本計画の変更等に関する特例）		
第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に		
5・9（略）		
（土地利用基本計画の変更等に関する特例）		
第十二条 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に		
八〇二十三（略）		

係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあつては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあつては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。同号及び第三項第十一号において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一〇八（略）

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。

一〇四（略）

五 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。次項第九号において同じ。）の解除に係るものに限る。）

農林水産大臣

係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあつては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあつては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。同号及び第三項第十号において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一〇八（略）

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。

一〇四（略）

五 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいざれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。） 農林水産大臣

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〇八 (略)

九 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林の解除に係るものに限る。）内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

十 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）の解除に係るものに限る。）内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

4 〇 9 (略)

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〇八 (略)

九 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。）内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

(新設)

4 〇 9 (略)

	改 正 案	現 行
（公立の学校に係る対処）	（公立の学校に係る対処）	（公立の学校に係る対処）
第三十条　（略）	第三十条　（略）	第三十条　（略）
255　（略）	255　（略）	255　（略）
<p><u>第三十条の二</u> 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十一条第一項」と読み替えるものとする。</p>		

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職業安定法の特例等）	
第二十七条　（略）	第二十七条　（略）
<p>2　監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法第四条第八項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の五から第三十四条まで並びに第四十八条並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項、第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十三条の六の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の六並びに第四十八条並びに雇用対策法第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。</p>	<p>2　監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の六から第三十四条まで並びに第四十八条並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項、第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十三条の七の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の七並びに第四十八条並びに雇用対策法第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。</p>

3・4　（略）